

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の改正案

障企発 第 号
平成 年 月 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について

「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）の一部改正について」（平成 年 月 日障発 第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により身体障害認定要領の一部が改正されたところであるが、これに係る疑義に回答するため、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、平成 年 月 日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

改正後	現行
<p>[総括事項] ～ [視覚障害] (略)</p> <p>[聴覚・平衡機能障害]</p> <p>1 ～ 7 (略)</p> <p>(質疑)</p> <p><u>8. 認定要領中、「聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持していない者に対し、2級を診断する場合、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施」とあるが、</u></p> <p><u>ア. 過去に取得歴があり、検査時に所持していない場合はどのように取り扱うのか。</u></p> <p><u>イ. それに相当する検査とはどのような検査か。</u></p> <p>(回答)</p> <p><u>ア. 過去に取得歴があっても検査時に所持していない場合は、他覚的聴覚検査等を実施されたい。</u></p> <p><u>イ. 遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテスト等を想定している。</u></p> <p><u>9 ～ 10 (略)</u></p>	<p>[総括事項] ～ [視覚障害] (略)</p> <p>[聴覚・平衡機能障害]</p> <p>1 ～ 7 (略)</p> <p><u>8 ～ 9 (略)</u></p>
<p>[音声・言語・そしゃく機能障害] ～ [肝臓機能障害]</p> <p>(略)</p>	<p>[音声・言語・そしゃく機能障害] ～ [肝臓機能障害]</p> <p>(略)</p>